

平成16年9月

平成17年度税制改正に関する
産業機械業界の要望

社団法人 日本産業機械工業会

会長 相川 賢太郎

平成 17 年度税制改正に関する意見・要望

社団法人 日本産業機械工業会

わが国経済は長いトンネルからようやく抜け出し始めたところであるが、当業界は各社の懸命な経営努力にもかかわらず中国をはじめとする諸外国の追い上げの中で依然として厳しい状況が続いている企業が少なくない。このような経営環境の中で各社は熾烈な国際競争に勝ち残り、更なる発展を遂げるために事業や組織の見直しをはじめとする経営改革に取り組んでいるが、税制はこのような企業の自己革新を支えることを通じて経済社会の活力を最大限発揮させるものでなければならない。

法人税制については、平成 11 年度の株式交換・移転関連税制、13 年度の企業組織再編税制、14 年度の連結納税制度の導入によって税制面でのインフラ整備がほぼ完了したといえる。また、15 年度には大規模な政策減税により経済活力を強化するという考え方に立って研究開発投資促進税制や IT 投資促進税制が創設された。このような近年における法人税制改革の方向性や基本的考え方は高く評価できるし、今後も人材投資促進税制の創設や日本版 LLC、LLP 創設に対応した関連税制の整備を期待したい。

一方、数多くの制約によって連結納税制度の活用が著しく阻害されているように現在の税制には様々な問題が依然として多数存在していることも事実である。企業が国を選ぶ時代にあって、税制には海外諸国とのイコール・フットィングの視点が欠かせないが、国際的な比較においてわが国の税制が劣後している減価償却制度、国際関連税制、企業年金資産に係る特別法人税等について見直しを進め、国際的に通用する税制を構築すべきである。

また、近年巨額の繰延税金資産の存在が社会問題にまでなっているが、この最大の要因は企業会計が不良債権・不良資産の処理を促進させる方向で動いてきた中で、税制がこれに連動しなかったためである。企業における不良債権・不良資産処理を促進し、企業経営の健全化を確保するためにも貸倒処理等における税の判断基準を企業会計に合わせる方向で見直しを行うべきである。

さらに、平成 15 年度の税制改正で十分な議論を尽くさないまま法人事業税に関する外形標準課税の導入が強行されたが、安易な法人への課税強化は地方産業の空洞化を進行させ、地方財政をさらに悪化させる悪循環を招くだけであり、地方法人課税についても抜本的改革が必要である。また、現在導入が検討されている環境税については既に環境・エネルギー対策に多額の投資を行っているわが国企業の国際競争力を阻害することに加え、環境税導入による効果も疑わしいことからその導入に反対である。

上述の基本的な考え方に基づき当工業会として平成 17 年度の具体的な税制改正要望事項を取りまとめたので、その実現を強く要望する。

重点要望項目の要旨

1. 人材投資促進税制の創設

・人材開発投資について税額控除等の制度を新設。

2. 連結納税制度の見直し

・グループ内寄附金課税、子会社未処理欠損金の持込制限及び一定の法人・資産に係る時価評価に関する現行規定の撤廃もしくは条件の緩和。・地方税にも連結納税制度を導入。

3. 減価償却制度の抜本的見直し

・残存価額及び償却可能限度額を見直し、取得価額の全額を償却可能に。
・償却加速に向けて制度を見直し。・少額減価償却資産の基準を30万円に引き上げ。

4. 国際関連税制の見直し

(1) 外国税額控除制度の見直し

・外国税額控除に係る控除限度超過額の繰越期間(現行3年間)を7年間に延長。
・間接税額控除の対象範囲拡大(持株要件を「25%以上」から「10%以上」へ引き下げ等)。

(2) タックスハイブン対策税制の見直し

・適用対象租税負担率を20%に引き下げ。特定外国子会社等の欠損金も合算対象に。
・メーカーの物流子会社や地域統括機能を持つ持株会社は適用除外とすることを明文化。
・課税済留保金額の損金算入に係る期間制限や配当の損金算入の階層制限を撤廃。
・適用対象事業年度以前に発生した欠損金についての繰越控除を容認。

5. 不良債権・不良資産処理に関する税制の見直し

・私法上有効な非関連者間の金銭債権の売却や債権放棄等を税務上容認。
・子会社等に対する経営悪化段階での支援を税務上容認。
・貸倒引当金の繰入れに関する条件緩和(イラク債権等に関する債権全額の繰入れ、法的整理開始時点での繰入率の大幅引上げ、法的整理に至る前の段階での繰入れを容認)。
・棚卸資産、退職給付信託、金銭債権、ゴルフ会員権に係る評価損を税務上も容認。

6. 地方法人課税の抜本的見直し

・地方税全体の整理・統合に関する検討。・法人事業税の外形標準課税に関する再検討。
・固定資産税・都市計画税の見直し(土地に係る負担上限の引き下げ、家屋について収益還元価値を基準とする評価方法への転換、償却資産税の廃止)。
・課税の合理性を欠き法人を狙い撃ちする超過課税や法定外税に対する歯止めの制度化。

7. 環境税導入反対

・企業の国際競争力を阻害し、CO₂削減効果も疑わしい環境税の導入に反対。

8. 予測可能性の確保(時価等に関する内容の明確化)

・税務上の時価、適格要件等における「見込まれていること(いないこと)」、租税回避行為等に関する内容の明確化。

9. その他

- ・年金資産に係る特別法人税を撤廃、確定拠出年金拠出限度額の大幅引き上げ。
- ・日本版LLC、LLPの創設と税制の整備(現物出資時の課税繰延とパス・スルー課税の導入)。
- ・長期大規模工事以外の赤字の請負工事についても工事進行基準の適用を容認。
- ・受取配当金益金不算入割合の引き上げ及び特定利子規定の復活。
- ・欠損金の繰戻還付を復活。・法人実効税率を少なくとも欧州主要国並みに引き下げ。
- ・産業活力再生法に係る税制、事業基盤強化設備や特定設備等に係る税制の期限延長。
- ・中小企業経営革新等総合支援法の下での創業・経営革新支援税制の統合・強化

一般要望項目の要旨

1. 税制の簡素化及び納税コストの削減

- ・消費税についても申告期限を1月延長。・道府県民税の利子割制度の廃止。
- ・法人事業税・法人住民税について統一納付機関の設置等による納付手続きの簡素化。
- ・期中離脱の連結子法人にはみなし事業年度を設けず期初にさかのぼって承認を取消し。

2. 土地税制の見直し

- ・特別土地保有税、地価税及び土地譲渡益重課制度の廃止。
- ・長期所有土地等から建物、機械装置等への買換えに関する適用期間の無期限延長。
- ・不動産取得税に係る課税標準の軽減措置及び不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の軽減措置の適用期限延長。

3. 地方税に関する見直し

- ・連結法人について地方税の中間申告での仮決算方式の採用と中間申告期限の1月延長。
- ・法人住民税均等割の適正化(少人数又は短期間存続事業所等に関する税の軽減等)。
- ・事業所税に関するみなし共同事業課税に関する適正化。

4. 借地権課税における相当の地代の適正化

- ・借地権課税における相当の地代の水準を現行の6%から3%程度に引き下げ。

5. 印紙税に関する見直し

- ・請負契約書等に関する印紙税の廃止。

6. 海外個人所得税の見直し

- ・海外で発生した個人所得税を会社が負担した場合の不当な個人所得税課税の見直し。

7. その他

- ・寄附金損金算入限度額の引き上げ。・交際費の損金算入・法人住民税の損金算入。
- ・工事進行基準経理による工事未収入金も貸倒引当金の対象債権に含めることに変更。
- ・国税の納税証明書の税額区分を本税と附帯税の二本立て記載に変更。
- ・会社分割時の未経過固定資産税について合理的に当事者間で負担することを容認。
- ・間接税額控除における孫会社要件の適正化。

重点要望項目

1. 人材投資促進税制の創設

優秀な人材の存在は企業の存立・存続の絶対的な要件であり、熾烈な国際競争に勝ち残るためには今後更に人材開発投資を強化する必要がある。中長期的な視点に立って人材投資を行う企業を税制面から支援することは創造的・科学技術立国の実現に資するものであり、企業の人材育成費用について税額控除等の措置を創設することが必要である。

2. 連結納税制度の見直し

連結納税制度は現在存在する様々な制約によって、制度が十分に活用されているとは到底いえない状況にある。連結納税制度を真に意味のあるものにするためには、制度普及の障害になっている次の事項について、早急に見直す必要がある。

(1) 連結グループ内寄附金の全額損金不算入の見直し

連結グループを経済的に一体のものと捉える損益通算型の考え方からすれば、寄附金課税は本来ありえない話である。現在の規定によれば、単一企業で複数の事業を行う企業と複数企業でグループ経営を行う企業との間で税の取扱いが異なることになり、課税の公平性・中立性に反する結果になる。

寄附金課税の最大の問題はグループ内取引について課税リスクを常に意識せざるを得なくなる結果、グループ経営の効率性を高め組織再編を促進するという連結納税の理念に全く反する結果を招くことであり、特に実務において、その影響は深刻である。

グループ内寄附金の全額損金不算入については一定の租税回避防止規定を設けたうえで撤廃するか、少なくとも一定の限度内での損金算入を認めるべきである。

(2) 適用開始前・加入前の子会社未処理欠損金の持込制限の見直し

適用開始前・加入前の子会社未処理欠損金の持込制限は、課税の公平性等に反し、租税回避防止の観点からも米国のように欠損金の繰越控除を当該子会社所得の範囲内に制限することで対処が可能であるから、わが国でも米国と同様の取扱いを認めるべきである。

(3) 一定の法人・資産に関する時価評価規定の見直し

一定の法人・資産に関する時価評価の規定については、一定の租税回避防止規定を設けたうえで撤廃するか、少なくともその条件を緩和すべきである。

(4) 地方税における連結納税制度の導入

法人住民税及び法人事業税の計算が単体申告を固持しているため税制上及び企業会計上の取扱いを必要以上に複雑にしており、法人住民税及び法人事業税の計算においても連

結納税制度を導入すべきである。

(5) その他

連結グループを経済的に一体のものと捉えたとすれば、外国税額控除の計算に当たりグループ全体で算出された控除枠はグループ全体で使用できるようにすべきである。

連結欠損金個別帰属額を有する連結子法人が連結グループから離脱する場合、その欠損金額は連結所得から控除されていないにもかかわらず投資簿価だけは下方修正される不具合が生じており、本件に係る関連規定を見直すべきである。

3. 減価償却制度の抜本的見直し

減価償却制度のあり方は当業界にとって国際競争力に直結する問題である。わが国の減価償却制度は欧米との比較において不利な形になっており、わが国企業の国際競争力確保のために、減価償却制度を抜本的に見直す必要がある。

(1) 残存価額及び償却可能限度額の見直し

残存価額及び償却可能限度額は資産の処分時における回収見込額を考慮したものであるが、現実には逆に処分費用がかかる等、処分時にはほとんど回収できないのが企業における実態である。したがって、先ず、残存価額及び償却可能限度額の規定を見直し、わが国でも取得価額の全額を償却可能にすべきである。

(2) 償却加速(資金の早期回収)に向けた制度の見直し

国際競争力確保の観点等から、次の2つのうちいずれかの方法によって資金の早期回収を認めるべきである。その際、研究開発費及びソフトウェアに係る会計処理については、企業会計の尊重及び納税コスト削減の見地から企業会計上の取扱いを容認すべきである。

現在の耐用年数省令別表を大幅に簡素化(グルーピング化)したうえで、法定耐用年数の短縮化を図る。また、法定耐用年数によらない場合の取扱いについて現在の短縮申請承認制度を届出制にすること等によって短縮承認制度の弾力化を併せて図る。

減価償却費に関する損金経理要件を撤廃したうえで、投下資金の回収という観点から米国と同様の加速度償却制度を導入する。

(3) 少額減価償却資産に係る損金算入限度額の引き上げ

減価償却資産の管理は企業にとって大きな事務負担を要するものである。企業の事務コストは一種の納税コストであるから企業の事務負担増は企業のコストアップを通じて結果的に国家の損失につながるともいえる。その意味で平成10年度における少額減価償却資産に関する損金算入限度額の引き下げは企業における納税コストを大幅に増大させた点で愚の骨頂であった。企業におけるIT機器の増加等を考慮し、少額減価償却資産に係る損金算入限度額を30万円に引き上げるべきである。

4. 国際関連税制の見直し

(1) 外国税額控除制度の見直し

控除限度超過額の繰越期間の延長等

外国税額の控除限度額及び控除余裕額の繰越を3年間認める趣旨は国内における国外所得の課税時点と外国税額の発生(納税)時点が一致しないことを補正することにあるが、両者のタイムラグが大きい発展途上国におけるプラント工事等については3年間の繰越期間では元々不十分であることに加え、近年全世界所得が低迷していること等から外国税額が控除できない事態に陥っている企業が多い。国際的・二重課税排除の観点からは本来期間制限を設けるべきではないとも考えられるが、少なくとも欠損金の繰越期間の延長、更正期間の延長、日米移転価格遡及調査期間の明示といった環境の変化に合わせ現在3年間とされている控除限度超過額の繰越期間を7年間に延長すべきである。また、外国税額の損金算入は企業にとって最低の権利であり、外国税額控除もできず、且つ損金算入もできないという事態を招かないように繰越期間が経過し控除不能が確定した繰越外国法人税については損金算入を認めるべきである。

間接外国税額控除対象会社の拡大

間接外国税額控除の対象会社に係る持株比率の基準を現行の「25%以上」から、主要欧米諸国並みの「10%以上」に引き下げるとともに、地域統括会社の設立等、企業活動の多層化に対応して間接外国税額控除の適用範囲を、孫会社から曾孫会社にまで拡大すべきである。

(2) タックスヘイブン対策税制の見直し

タックスヘイブン対策税制は軽課税国を利用した不当な租税回避行為を防止するために設けられたものであるが、現行制度では実質的に事業活動を行っている海外子会社が適用対象になる等の問題がある。また、本税制は特定外国子会社等を実質的に日本法人の一部門とみなして課税する制度であるが、現行制度においては日本法人の海外支店として活動した場合の租税負担を上回るといった問題も生じており、次の事項について制度の見直しが必要である。

世界的に法人税率が低下する中でタックスヘイブン対策税制の適用を判断する際のメルクマールである租税負担率(現行25%以下)が軽課税国を意味するのか疑問であり、その割合を20%以下に引き下げるべきである。

海外生産・販売の拡大に伴い設立されているメーカの物流(棚卸)子会社や地域統括機能を持つ持株会社(その対象子会社が適用除外企業である場合)については適用除外を認めるべきである。

留保所得のある特定外国子会社等のみならず、欠損金のある特定外国子会社等も合算対象にすべきである。

タックスヘイブン対策税制の適用により合算課税された後の事業年度に赤字が生じたため親会社に配当できない場合もあることから課税済留保金額の損金算入の期間制限を

撤廃すべきである。

合算課税は階層制限がないのに対し損金算入は孫会社までとなっている現行の配当の損金算入制限は不合理であり、階層制限を撤廃すべきである。

適用対象事業年度以前に発生した欠損金についても繰越控除を認めるべきである。

5. 不良債権・不良資産処理に関する税制の見直し

不良債権・不良資産処理に当たり現在は例えば債権放棄を行うと寄附金として認定されたり、債権放棄に条件が付されると債権放棄自体が否定される等、不良債権処理に当たっての損金算入が行政執行上不当に制限されており、この点に関する改善を図る必要がある。

また、現在、多額な繰延税金資産の存在が社会問題にまでなっているが、この最大の要因は企業会計が不良債権・不良資産処理を促進させる方向で動いてきた中で、税制がこれに連動しなかったためである。企業における不良債権・不良資産処理を促進し、企業経営の健全化を確保するためにも不良債権・不良資産処理に関する税の判断基準を企業会計に合わせる方向で見直しを行うべきである。

(1) 寄附金課税との関連での見直し

私法上有効な非関連者間での金銭債権の切捨てや売却については税務上もこれを容認し、原則として寄附金として取り扱わないことを明らかにすべきである。

関係会社等の整理・支援損の取扱いについて法人税基本通達9-4-1(子会社等を整理する場合の損失負担等)及び9-4-2(子会社等を再建する場合の無利息貸付け等)の要件を緩和し、経営悪化の段階での支援を弾力的に認めるべきである。

(2) 貸倒引当金の繰入れに関する見直し

イラク債権等、戦争等によって回収見込みがなく、且つ、相当期間経過したものについてはその実態に応じた貸倒引当金(原則債権金額全額)の繰入れを認めるべきである。会社更生法等の法的手続き開始時点での貸倒引当金の繰入れは現在50%しか認められていないが、法的手続きを開始する債務者から現実に50%の回収はありえないため繰入限度額を大幅に引き上げるべきである。

税務上も企業会計と同様に法的整理に至る前の経営悪化の段階での金銭債権(企業会計上の貸倒懸念債権に相当)に係る貸倒引当金の繰入を認めるべきである。

(3) 不良資産の評価損に関する取扱いの見直し

棚卸資産の時価の著しい下落による評価損の取扱い

棚卸資産(特に販売用不動産)について時価が取得価額の50%以上下落することは異常な経済状況であり、かかる場合に評価損を計上するのは企業会計上当然のこととされていることから、税務上も評価損の計上を認める旨の明文の規定を設けるべきである。

退職給付信託(有価証券)の時価の著しい下落による評価損の取扱い

退職給付信託(有価証券)は、税務上は信託設定がなかったものとして取り扱われるた

め、時価の著しい下落が生じた場合には、一般の有価証券と同様に評価損の計上が本来認められるべきであり、有価証券に関する損金経理要件を撤廃し、退職給付信託(有価証券)について時価の著しい下落が生じた場合には、一般の有価証券と同様に評価損の計上が可能な取扱いにすべきである。

金銭債権及びゴルフ会員権に関する評価損の取扱い

金銭債権についても、評価損の損金計上を認めるべきである。また、時価のあるゴルフ会員権についても連結納税の下で求められる時価評価においては時価のあるものとして取り扱われており、時価のある有価証券の取扱いに準じ時価の著しい下落による評価損を税務上も容認すべきである。

6. 地方法人課税の抜本的見直し

(1) 地方税全体の整理・統合の必要性

事業所税は資産割については固定資産税との二重課税が以前から生じていたが、法人事業税の外形標準課税導入によって、従業者割についても二重課税が生ずる形になっている等、法人事業税の外形標準課税の導入は、新たな課税ベースの新設によってただでさえ錯綜していた地方法人税制をさらに複雑化させることになっており、地方法人課税全体の整理・統合が必要である。

(2) 法人事業税の外形標準課税に関する再検討

国際的には外形標準課税を導入した国で廃止・縮小の動きが強まる中で、わが国では平成15年度の税制改正で、十分な議論を尽くさないまま、法人事業税の外形標準課税の導入が強行された。法人事業税の外形標準課税は実質的な賃金課税に資本金課税を加えたものであり、企業の雇用・投資行動に悪影響を及ぼし経済の活性化を阻害するものであるため、今後の税制改正で改めてその内容について検討すべきである。

(3) 固定資産税・都市計画税に係る評価方法等の抜本的見直し

土地については地価の下落が続く中でその負担が過重なものになっており、現状の負担上限(地価公示価格に対する7割評価)の引下げを図るべきである。

建物についてはその評価方法を抜本的に見直し、収益還元価値を基準とする評価方法への転換を図るべきである。

償却資産については国際的にも生産財に対する課税は異例であることから、廃止すべきである。

(4) 超過課税・法定外税のあり方に関する検討

現在の超過課税は事実上企業のみを対象としたものになっている。安易な法人課税強化は企業活動を阻害し、地域経済を停滞させることに繋がることから同一税目について超過課税を行う場合には、個人と法人の双方について同じ扱いにする等の措置を制度化すべきである。また、法定外税についても課税の合理性がない法人を狙い撃ちにするような課税が

生じないための歯止めを設けるべきである。

7. 環境税導入反対

産業界は環境保護に向けて自主行動計画の策定・実行を強力に推進し、成果をあげており、このような中で環境税が導入されるとすれば、既に環境・エネルギー対策に多額の投資を行っている企業に二重の負担を強いることになる。また、そもそも環境税導入によるCO₂削減効果は疑わしく、本税が導入された場合、わが国産業の国際競争力を阻害することに加え、エネルギー効率の低い国での生産が増加する結果、かえって地球規模でのCO₂排出量の増加を招くおそれもある。環境税の導入には反対である。

8. 予測可能性の確保(時価等に関する内容の明確化)

企業組織再編税制や連結納税制度の導入に伴い実務上必要性が増している次の事項について納税者の予測可能性を確保する観点から内容の明確化を図るべきである。

(1) 税務上の「時価」に関する内容の明確化

企業組織再編や連結納税では実務の様々な局面で税務上の「時価」が具体的に何を示すのかが問われることになるが、その具体的な内容は必ずしも明らかではない。税務上の「時価」の概念が「独立した第三者間における取引価格」であるとしても移転価格税制が対象とする国際取引に要求される厳格さを国内取引に求める必要は必ずしもないと考えられ、企業の事務負担にも十分に配慮したうえで、税務上許容される「時価」の内容・範囲や具体的な算定方法の明確化を図るべきである。

(2) 適格要件等における「見込まれていること(いないこと)」の明確化

企業組織再編税制における適格要件や連結納税制度における時価評価適用除外要件では「見込まれていること」や「見込まれていないこと」という規定になっているが、その具体的な内容を通達や個別事例の公表等を通じて明確にすべきである。

(3) 租税回避行為に関する内容の明確化

企業組織再編税制や連結納税制度では包括的租税回避行為防止規定が設けられているが、何をもちて租税回避行為とするかを個別事例の公表等を通じて明らかにすべきである。

9. その他

(1) 年金資産に係る特別法人税の廃止と確定拠出年金に係る拠出限度額の引き上げ

「拠出時・運用時非課税、受給時課税」の原則に反し、国際的にも例がない年金資産に係る特別法人税は即時廃止すべきである。また、確定拠出年金について非課税拠出限度額を大幅に引き上げるとともに中途引出しを容認すべきである。

(2) 日本版LLC、LLPの早期創設と関連税制の整備

日本版LLC、LLPが創設された場合にはわが国の経済活性化に大きく資することが期待できるので、これに対応する税制上の取扱いとして現物出資時の課税繰延とパス・スルー課税を導入すべきである。

(3) 長期大規模工事以外の請負工事に関する工事進行基準の適用

長期大規模工事以外の赤字の請負工事については工事進行基準の適用が認められていない。国際的に請負工事に関する費用収益計上基準の原則が工事進行基準になった現在において、税法が原則的な方法を認めないことは適正な会計慣行に反するだけでなく、適正な課税所得の計算の見地からも妥当性を欠くものといわざるを得ない。長期大規模工事以外の請負工事についても損益の如何にかかわらず、工事進行基準の適用を認めるべきである。

(4) 受取配当金益金不算入制度の改善

連結法人株式及び関係法人株式以外の株式に係る受取配当金等の益金不算入割合は本来100%とすべきであるが、少なくとも直ちに80%に戻すべきである。また、負債利子控除の計算における特定利子規定を直ちに復活させるべきである。

(5) 法人実効税率の引き下げ

諸外国が軒並み税率引き下げに動く中で国際的整合性等の観点から法人実効税率を少なくとも欧州主要国並みの水準に引き下げるべきである。

(6) 欠損金の繰戻還付の復活と期間延長

欧米先進国は欠損金の繰戻還付を維持しており、わが国においても平成4年の税制改正で停止されたままとなっている欠損金の繰戻還付制度を復活させるとともに繰戻期間(現行1年間)を少なくとも米国並みの2年間に延長すべきである。

(7) 産業活力再生特別措置法及び租税特別措置法に係る適用期限延長

平成16年度末で適用期限が到来する税制措置のうち政策目的の意義が失われていない次の項目について適用期限を延長する必要がある。

産業活力再生特別措置法に係る税制措置(事業革新設備に対する特別償却制度、共同で現物出資をした場合の課税の特例措置、欠損金の繰戻還付の不適用の除外措置、営業譲渡等に伴う不動産取得税の減額措置)

事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除
特定設備等(公害防止用設備等)の特別償却

(8) 中小企業経営革新等総合支援法の下での創業・経営革新支援税制の統合・強化

従来の創業・経営革新支援税制を統合・強化することによって利用しやすい体系を構築、その中で設備投資減税の対象要件等の拡充・見直し、同族会社の留保金課税の停止措置の対象の拡充・見直し、エンジェル税制の適用期限の延長等の措置を講ずるべきである。

一般要望項目

1. 税制の簡素化及び納税コストの削減

- (1) 消費税についても法人税と同様に1月の申告期限の延長を認めるべきである。
- (2) 道府県民税の利子割制度は企業(支払側及び受取側の両社)で複雑な記帳・計算を要するとともに各道府県でも相互計算等の事務量の増加を招き行政の効率化にも反していることから、利子割制度は廃止すべきである。
- (3) 法人事業税・法人住民税について、統一納付機関の設置又は本店所在地の都道府県、市町村への一括納付等により納付手続の簡素化を図るべきである。
- (4) 連結納税において期中に離脱した連結子法人については期初にさかのぼって連結納税の承認取消しを行い、みなし事業年度による所得計算は行わないことにすべきである。

2. 土地税制の見直し

- (1) 土地に関する現行税制は国税・地方税にわたり、複数の税制が錯綜しており、既にその役割を終えたと考えられる特別土地保有税、地価税、土地の譲渡等がある場合の特別税率(土地譲渡益重課制度)は、廃止すべきである。
- (2) 特定資産の買換えの圧縮記帳制度における「長期所有土地等から建物、機械装置等への買換え」の適用期間を無期限延長のうえ、圧縮限度割合を100%に復活すべきである。
- (3) 不動産の流動化促進のために設けられた不動産取得税に係る課税標準の軽減措置及び不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の軽減措置の適用期限を同一趣旨で設けられた登録免許税の軽減措置の適用期限(平成18年3月31日)にあわせ延長すべきである。

3. 地方税に関する見直し

- (1) 連結法人について法人税と同様地方税も中間申告における仮決算方式の採用を認めるとともに申告期限を1月延長すべきである。
- (2) 資本等と従業員数で決定されている法人住民税の均等割について、事務所・事業所の規模に応じた税率区分(資本等を分割人員比で按分した値での税率算定、5~10人以下の法人に低税額区分を設ける等)に改め課税の適正化を図るべきである。
- (3) 建設工事現場等の事業所・事務所への法人事業税・法人住民税の課税は1年以上継続して設置するものだけを対象とすべきである。
- (4) 事業所税は本来廃止すべきであるが、少なくともみなし共同事業課税に関して、既に単一の会社として免税点を超えて納税義務者となっている場合やグループ全体の事業合理化のためにグループ会社の入居家屋を集約する場合には免税点の判定における床面積(又は従業者数)に算入しない取扱いに内容を見直すべきである。

4. 借地権課税における相当の地代の適正化

借地権課税における相当の地代は現在更地価額の6%とされているが、借り手の負担が過大であり、土地の有効利用促進の阻害要因になっている。一般金利水準や不動産投資の

利回りの低下に合わせ借地権課税における相当の地代を3%程度に引き下げるべきである。

5. 印紙税の見直し

印紙税は経済行為に付随して作成される文書類に担税力を求める文書課税制度であり、インターネット取引が急速に普及する中で、同一内容の契約であっても紙であれば課税され、電子データであれば課税されない等、課税の公平性及び中立性等の面で問題が多い。IT社会においては文書課税そのものが不合理であるともいえ、請負契約書等に関する印紙税は廃止すべきである。

6. 海外個人所得税の見直し

海外で発生した個人所得税を会社が負担した場合に従業員にとって経済的利益がないにもかかわらず不当な個人所得課税が行われており、海外赴任者の日本への帰任後に会社が負担した海外赴任期間に対応する海外個人所得税額や日本の居住者である海外への長期出張者が現地法令により海外個人所得税を課されることとなった場合の、会社が負担した海外個人所得税額については、非課税所得であることを法令又は通達において明らかにすべきである。

7. その他

- (1) 特定公益増進法人に対する寄付金の全額損金算入を認めるとともに、一般寄付金に係る損金算入限度額を引き上げるべきである。
- (2) 交際費について事業規模に見合った範囲での損金算入を認めるべきである。
- (3) 法人住民税の均等割額について損金算入を認めるべきである。
- (4) 工事進行基準経理による工事未収入金を貸倒引当金対象債権に含めるべきである。
- (5) 国税の納税証明書における税額区分を本税と附帯税の二本立て記載とすべきである。
- (6) 会社分割時に未経過固定資産税を精算した場合に譲渡対価とする法人税法上の取扱いを改め分割法人と分割承継法人の間での合理的な負担を認めるべきである。
- (7) 現在、間接税額控除の孫会社要件は、配当確定日前6月以上にわたって子会社が持分割合25%以上を保有することとされているため、例えば同一国の二つの子会社を当該6月以内に一方の子会社を他方の子会社(内国法人から見れば孫会社)とするなどの再編が行われた場合、間接税額控除の孫会社要件を充たさないという問題が生じている。内国法人による25%以上の支配関係が継続している孫会社からの配当については間接税額控除の対象になるように規定を見直すべきである。

以上